

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克  
(コード番号 4814)  
問合せ先 執行役員経営戦略部長 脇 本 寿 郎  
T E L (06) 6281 - 9866

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 内部統制に関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性向上の観点より、経営チェック機能の充実・コンプライアンス遵守の経営を徹底させます。

取締役会においては、経営の基本方針と法令を遵守のうえ、すべての重要事項を決定しております。また、取締役・執行役員間においても、その相互の内部牽制を経営管理に生かしております。

監査役は、取締役会などの重要な会議に出席して意見を述べるほか、必要に応じて経営幹部に対し経営に関する報告を求め、健全経営ならびに企業としての社会的信頼向上のため、監査機能の強化・充実を図っております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条 1 項 1 号）

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

必要に応じて上記の運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条 1 項 2 号）

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項3号）

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲がおこなわれ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項4号）

当社のコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款および会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

上記に挙げる行動規範の徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為などについて従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設定・運営する。

6. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条1項5号）

グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、経営戦略部はこれらを横断的に推進し、管理する。

四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、子会社等という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社及び関連会社との間で、内部監査契約を締結するとともに、経営戦略部長を長とする関連事業室を設置する。

関連事業室は、子会社等に損失の危険が発生し、関連事業室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。

当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、関連事業室は、子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条3項1号）

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

8 . 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条3項2号）

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

9 . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条3項3号）

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役および子会社の内部監査部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

10 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項4号）

監査役会と代表取締役社長、代表取締役副社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

以上